

「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について(通知)」について

平成 26. 3. 14 国総公第 128 号  
総合政策局公共事業企画調整課長から  
東北地方整備局及び北陸地方整備局企画  
部長、国土技術政策総合研究所総合技術  
政策研究センター建設マネジメント研究官あて

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事  
態に鑑み、平成 25 年 3 月 25 日付け国総公第 2 号「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正につ  
いて(通知)」(以下「平成 25 年度被災地補正通知という。）」により、建設機械の損料の補正を行っているところ  
ある。

しかし、その後の維持修理費が増大していることから、平成 25 年度被災地補正通知を以下のとおり変更すること  
としたので通知する。

なお、平成 25 年度被災地補正通知は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

1. 当分の間、ブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く。)、バックホウ、ダンプトラック(建設用ダンプト  
ラックを除く。)に限り、請負工事機械経費積算要領(昭和 49 年 3 月 15 日付け建設省機発第 44 号)第 5 の規定に  
加え、建設機械の運転時間 1 時間当たり損料に 100 分の 105 を乗じて得た額を超えない範囲で補正するものとす  
る。
2. 岩手県、宮城県、福島県で使用する建設機械であること。
3. 本通知は、平成 26 年 4 月 1 日以降に入札を行う工事から適用する。